

福祉医療費受給者 各位

山口市長 伊藤 和貴
(公印省略)

福祉医療費受給者証（こども用）の送付について

令和 7 年度の受給資格が決定しましたので、受給者証を送付いたします。下記事項をご確認の上、ご使用ください。

記

1 福祉医療費受給者証の提示及び助成額

山口県内の医療機関等で受診される際は、受給者証をご提示ください。保険診療による医療費の自己負担分を全額助成いたします。

2 有効期間

令和 7 年 8 月 1 日から令和 8 年 7 月 3 1 日まで

※高校 3 年生相当の方の有効期限は、令和 8 年 3 月 3 1 日まで

3 その他

- (1) 健康保険情報が変わったときや健康保険から高額療養費等が支給されたとき、市外に転出するとき等には届出が必要です。
- (2) 山口県外の医療機関での受診や医療用補装具を購入された場合の医療費の払い戻し等の申請ができます。
- (3) 令和 7 年 7 月 3 1 日までの有効期間の受給者証は、令和 7 年 8 月以降にハサミ等で裁断して破棄してください。
- (4) この受給者証は 7 月 1 日現在の状況で作成されています。受給者証の内容に変更が生じた場合は、最寄りの窓口にお問い合わせいただくか、保険年金課のウェブサイトをご確認ください。

◆詳しくは、二次元コードを読み取り「福祉医療のしおり」をご確認ください。このコードを使用されますと、保険年金課のウェブサイト【(福祉医療費助成制度) このようなときは手続きください】ページにアクセスします。

※ペーパーレス化の推進に伴い、本年度の更新分より、「しおり」の配布をいたしません。なお、「しおり」をご希望の方は、お手数ですが下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

こちらから👉



【問い合わせ先】

山口総合支所	保険年金課	福祉医療担当	083-934-2803
小郡総合支所	総合サービス課	市民生活担当	083-973-8131
秋穂総合支所	総合サービス課	市民生活担当	083-984-8022
阿知須総合支所	総合サービス課	市民生活担当	0836-65-4113
徳地総合支所	総合サービス課	市民生活担当	0835-52-1113
阿東総合支所	総合サービス課	市民生活担当	083-956-0992

お知らせ

■高額療養費

入院等で医療費が高額になった場合は、健康保険から高額療養費として医療費の一部が払い戻される場合があります。

福祉医療を受給している人は、医療費の自己負担額は市が医療機関に支払っていますので、加入している健康保険から高額療養費や付加金の払い戻しを受けた場合、重複受取りとなり市に返金していただく必要がありますので、保険年金課までご連絡ください。

■独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく災害共済給付制度

学校管理下でケガをした場合は、「日本スポーツ振興センター」より災害給付金として医療費の給付を受けることができます。

いったん医療機関で自己負担分をお支払いいただいた後に、学校経由で書類申請されると、災害共済給付制度(スポーツ保険)からの給付金額は、保険診療の医療費総額の**3割**の額(療養に要する費用の算定額)に、保険診療の医療費総額の**1割**(療養に伴って要する費用)を加算した額になります。

福祉医療費助成制度の安定的な運営のため、ご留意いただきますよう皆さまのご理解とご協力をお願いします。

以下の場合は「日本スポーツ振興センター」の災害共済給付制度対象外となるため、後日、市の窓口で福祉医療費の還付申請が必要になります。

1. 健康保険証(3割)を使用して、初診から治癒するまでの医療費の自己負担の総額が1,500円未満のとき
2. 災害共済給付制度の申請後、学校管理下でのケガ等と認定されなかったとき